

令和2年度  
宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ  
運行実施計画（案）



宮崎市まちなかグリスロ運行協議会

本運行実施計画（案）は、令和元年8月19日に設置した「グリーンスローモビリティを活用した回遊性向上施策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）での協議・検討結果を受けて作成した。

## 目 次

### 令和2年度 宮崎市まちなかグリーンスローモビリティ運行実施計画（案）

1 運行目的	1
2 運行のコンセプト及び運行のモットー	1
3 実施団体	1
4 運行協議会事務局	1
5 運行の態様	1
6 運行事業者	1
7 使用車両	2
8 運行開始予定日	2
9 運行区域とコース	2
10 運行日、運行時間と運行を休止する場合	4
11 運行ダイヤ	4
12 利用者	4
13 利用者運賃	4
14 委託料	4
15 事業財源	4
16 運行営業所	5
17 運行状況の報告	5
18 委託料の請求・支払	5
19 委任	5

## 1 運行目的

「宮崎市まちなか活性化推進計画」に定める交通結節拠点エリアであるJR宮崎駅周辺と、商業機能が集積する橋通り周辺への回遊性を高めることで、来街者の増加、滞在時間の増加を図り、中心市街地の活性化と地域経済への波及を目的に運行する。

また、全国でも珍しく、ユニークなモビリティを導入することにより、観光誘客を含めた魅力向上に加え、高齢社会のさらなる進展を迎える中で、公共交通機関と連携することにより、公共交通の利用促進と、バリアフリーへの配慮を含めた交通環境の向上を目指す。

## 2 運行のコンセプト及び運行のモットー

### (1) グリスロ運行のコンセプト

「乗って楽しい」「見て楽しい」そして「便利」な『まちなか回遊モビリティ』

～JR宮崎駅周辺(交通結節拠点)と「まちなか」をつなぐ区間を、開放感があり街の空気感や人の息吹が感じられる「乗って楽しい」、そして「見て楽しい」モビリティで運行することで、まちなかの回遊性を向上させる。

### (2) グリスロ運行のモットー

～「安全」、「正確」、「丁寧」、「親切」をモットーに運行を行う。

## 3 実施団体

本事業の運営は、運行区域内及び、安全かつ持続可能な運行管理体制を維持するために関わる関係機関や各種団体で構成された「宮崎市まちなかグリスロ運行協議会」（以下「運行協議会」という。）が行い、運行は「6 運行事業者」の要件を満たす事業者から、運行協議会において選定した運行事業者に委託する。

## 4 運行協議会事務局

運行協議会の事務局は宮崎市商店街振興組合連合会とし、事務局は宮崎市橋通東3丁目1番1号 アゲインビル2階（宮崎市商店街振興組合連合会内）に置く。なお、事業の安定的な運営のために、宮崎市観光商工部商工戦略局商業労政課も事務局を適切に支援するものとする。

## 5 運行の態様

「一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）」のうち、「路線定期運行」として運行する。

（道路運送法第3条第1項第1号イ及び、道路運送法施行規則第3条の3第1項第1号）

## 6 運行事業者

運行事業者は、宮崎市内に事業所を持ち、次の条件を満たす事業者の中から運行協議会において選定する。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、運行実施計画に基づく事業受託が可能なこと。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の運行許可を取得していること。
- (3) 安全安心な運行管理を行うため、運行区域内での交通状況を把握しており、宮崎市内で一般乗合旅客自動車運送事業（路線定期運行）の十分な運行実績があること。
- (4) 利用者の利便性向上のため、利用しやすい停留所の確保や、運行区域内を利用する交通事業者との円滑な連携を図ることが可能なこと。
- (5) 「8 運行開始予定日」までに、一般乗合旅客自動車運送事業計画の認可を受け、所定の公表期間を経て、運行体制を確保できること。
- (6) 車両の故障や不具合等が発生した場合、速やかな復旧対応が可能な体制を確保できること。
- (7) 「7 使用車両」の日常点検整備及び定期点検整備を実施する体制が確保できること。
- (8) 利用者の利便性向上と新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、現金に加えて、キャッシュレス決済（電子マネー、スマートフォン等）での運賃収受が可能であること。特に、公共交通機関との連携という観点から、交通系ICカードへの対応が可能であること。

## 7 使用車両

株式会社シントゥギャザー製 「eCOM-8<sup>2</sup>」 2台

※故障・車検等により走行できない場合を想定して予備車両を確保予定。

## 8 運行開始予定日

2020年（令和2年）11月20日（金）

## 9 運行区域とコース

運行区域は、宮崎市中心市街地のうち、JR宮崎駅と橘通3丁目周辺を結ぶ地域とする。

運行コースは「通常コース」を主とするが、「通常コース」上を車両通行止めにしてイベント等が行われることにより運行できない場合として、迂回コースを2コース設けることとする。

### 【運行区域】



### (1) 通常コース

JR宮崎駅周辺 ⇔ 橘通3丁目周辺（停留所5か所）

あみーろど、宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西



(2) 迂回コース① (あみーろどがイベント等で車両通行止めの場合)

J R 宮崎駅周辺 ⇄ 橋通3丁目周辺 (停留所5か所)

宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西、高千穂通り2丁目

※想定されるイベント：あみだ祭、アソビろーど、駅前大道芸など (駅前商店街)



(3) 迂回コース② (広島通り、あみーろどがイベント等で車両通行止めの場合)

J R 宮崎駅周辺 ⇄ 橋通3丁目周辺 (停留所5か所)

宮崎駅前、郵便局前、山形屋前、若草通西、高千穂通り2丁目

※想定されるイベント：大街市祭 (街市連絡会)



## 10 運行日、運行時間と運行を休止する場合

- (1) 運行日 原則として毎日運行する。
- (2) 運行時間 10:30～17:30
- (3) 運行を休止する場合
  - ① 安全な運行を行うことが難しい天候の場合。特に、使用車両の特性として窓が無いことを考慮し、風雨が強くレインガードをしても車内の乗客に影響があると判断される場合。
  - ② 高千穂通り又は橘通りが、車両通行止めをしてイベント等が開催される場合。
  - ③ 大型百貨店や商店街組織等の大部分が休業する年始期間。

## 11 運行ダイヤ

- (1) 通常コース(一日 34 便)

	あみーろーど	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	あみーろーど
1 便始発	10:30	10:34	10:38	10:40	10:44	10:54
2 便始発	10:42	10:46	10:50	10:52	10:56	11:06
	※12分間隔で運行					
最終便	17:06	17:10	17:14	17:16	17:20	17:29 着

- (2) 迂回コース①及び②(一日 34 便)

	宮崎駅前	郵便局前	山形屋前	若草通西	高千穂通り2丁目	宮崎駅前
1 便始発	10:34	10:38	10:40	10:44	10:52	10:58
2 便始発	10:46	10:50	10:52	10:56	11:04	11:10
	※12分間隔で運行					
最終便	17:10	17:14	17:16	17:20	17:28	17:30 着

## 12 利用者

利用者の要件は設けないが、利用に際しては以下の項目への協力をお願いする。

- (1) 小学生以下の子どもが利用する場合は、安全確保の観点から保護者の同乗(有料)をお願いする。
- (2) ペットを持ち込む場合は、持ち運び用のキャリーバッグなどフタのできる入れ物に入れてもらうなど、約款に基づき判断するものとする。盲導犬や介助犬等はそのまま乗車可能とする。
- (3) 危険物や大きな荷物については、大きさや形状、他の乗車への影響等を考慮し、乗車できるかどうか約款に基づき判断するものとする。

## 13 利用者運賃

利用者運賃は1乗車100円とし、小学生以下の子どもは無料とする。

※商店街組織や関係団体と連携し、利用者増加に繋がる取組を運行協議会で検討する。

## 14 委託料

運行協議会から運行事業者に支払う運行業務委託料(以下「委託料」という。)は、運行事業者を選定する際に定めるものとする。

## 15 事業財源

事業財源は、利用者運賃、協力団体(企業)からの協賛金・広告料等及び宮崎市からの補助金とする。

## **16 運行営業所**

本事業の運行営業所は、運行事業者の営業所とし、「安全」、「正確」、「丁寧」、「親切」をモットーに運行業務を遂行する。なお、運行営業所の業務内容については、道路運送法等の関係法令を遵守するほか、次のとおりとする。

- (1) 運行営業所は、運行のコンセプト及び運行モットーを理解し、本事業の趣旨を乗務員に熟知させるため、従事乗務員には必ず事前研修等を実施する。
- (2) 運行営業所の乗務員は、利用者下車後速やかに「運転日誌」を記入するほか、運行協議会より依頼のあったアンケート等に運行業務に支障がない範囲で協力する。

## **17 運行状況の報告**

受託事業者は、毎週月曜日（祝日の場合は翌日）に前週の運行状況を運行協議会に報告しなければならない。なお、報告方法については、FAXや電子メールでも可とする。

運行事業者は、事故や車両の不具合・故障等が発生した場合には、速やかに適切な対応をとるとともに、運行協議会に報告するものとする。

## **18 委託料の請求・支払**

運行事業者は、毎月5日（土日祝日の場合は翌日）までに前月分の「請求書」及び「運行明細書」を運行協議会に提出する。

運行協議会は、提出された請求書及び運行明細書を精査し、請求があってから30日以内に運行事業者が指定する口座に振り込むものとする。ただし、支払金額は、既に利用者が納めた利用者運賃を差し引いた金額とする。

## **19 委任**

この運行実施計画に定めるもののほか、宮崎市まちなかグリーンスローモビリティの運行に必要な事項は、会長が別に定めるほか、一般乗合旅客自動車運送事業標準運送約款（昭和62年1月23日・運輸省告示第49号）及び関係法令を適用する。